

日野市地域共創プラットフォーム構築等業務委託  
公募要領

令和8年2月6日

日野市企画部企画経営課

# 目次

<b>I 趣旨</b>	<b>1</b>
1 本件事業の趣旨	1
2 本要領の趣旨	1
<b>II 公募概要</b>	<b>1</b>
1 名称	1
2 業務内容	1
3 契約期間※	2
4 履行期間※	2
5 提案上限額	2
<b>III 参加資格要件</b>	<b>2</b>
<b>IV 応募手続き</b>	<b>3</b>
1 スケジュール	3
2 応募書類	3
3 提出期限	4
4 提出方法	4
5 提出先	4
6 書類作成にあたっての留意事項	4
7 提案書作成要領	5
8 質疑について	5
9 応募書類の取扱い	6
<b>V 審査手続</b>	<b>6</b>
1 審査評価点等	6
2 一次審査（書類審査）	6
3 二次審査（プレゼンテーション）	7
4 結果通知後の流れ	7
<b>VI お問い合わせ</b>	<b>7</b>

## I 趣旨

---

### 1 本件事業の趣旨

日野市は、令和4年度（2022年度）には日野市が目指したい姿を市民、事業者、行政等、日野市に住み、日野市に関わる様々な主体で共有する「日野市地域未来ビジョン 2030（以下「ビジョン」という。）」を策定し、地域との共創による持続可能なまちづくりを推進してまいりました。

多様化する地域課題の中で、市の地域課題を共有し、市、市民、事業者等がそれぞれ相互に意見交換を行い、漸進的に合意形成を進めるための電子的なプラットフォーム「日野市地域共創プラットフォーム」（以下「地域共創 PF」という。）をインターネット上に構築し、その運営の支援等を実施する業務です。

本業務を遂行する委託先は、当市にプラットフォームを提供し、なおかつ当市職員及び市民等の参加者が当該プラットフォームを円滑に活用し、プラットフォーム上における議論を活性化させるファシリテーションなどの支援に関する専門的知見を必要とする業務です。

本事業は、安定的な長期活用を前提に公募によるプロポーザル形式を実施することで、会議体でのリアルな意見交換の場を補完するオンラインツールを、今後の市民参画のインフラとしていくこと、またビジョンの実現を目指すものです。

以上から、本件事業では、システムの長期運用を見据えた保守を含めたシステム構築に関する事項を委託するものです。

なお、本公募は、日野市議会における予算の議決に先立ち準備行為として行うものであるため、公募対象業務に係る予算が日野市議会において否決された場合、公募対象業務は実施しないこととなる旨、あらかじめご了承ください。

### 2 本要領の趣旨

本公募要領は、民間のシステム、ノウハウや知見を生かして、地域との共創による持続可能なまちづくりの実現を目指し、市民意見をオンライン上で、募集でき、意見の集計・分析などを可視化し、市民との合意形成に向けたシステムの構築等を実現できる事業者をプロポーザルによって選定するための条件及び手続きを示したものです。

受託を希望する事業者は、本書の内容を熟読し、所定の諸条件を満たしたうえで、期限までにご応募ください。

## II 公募概要

---

### 1 名称

日野市地域共創プラットフォームシステム構築等業務委託

### 2 業務内容

「日野市地域共創プラットフォームシステム構築等業務委託仕様書（案）※」のとおり。

※仕様書は今後候補事業者との協議等により変更の可能性があります。

※なお、今回のプロポーザル対象業務とは別に、候補事業者と協議等のうえ、「(資料1)仕様書\_運用業務(案)」における業務委託契約を実施予定となりますので、あらかじめご承知おきください。

### 3 契約期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで(債務負担行為)

※なお、システムの構築期間を伴う場合の稼働開始は、4月1日でなくてもよいものとします。

### 4 履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

※契約に基づく業務実施期間

### 5 提案上限額

11,328千円(消費税相当額を含む。)

## III 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。ただし、未登録の場合は表1の書類の提出をもって同表に掲げる条件を満たしていることを示すことで代えることができる。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第26号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (6) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年制定)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 応募者は、公募開始日から遡って5年以内に他自治体等における類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。

表1

文書	提出を要する事業者	確認条件
現在事項全部証明書(登記簿謄本・3か月以内のもの)※履歴事項全部証明書でも可	法人	当該法人が申込日時時点で解散等契約ができない状態にないこと

現在事項全部証明書(商号登記簿謄本・3か月以内のもの) ※履歴事項全部証明書でも可	商号登記している個人	当該個人が申込日時時点で契約ができない状態にないこと
身分証明書(3か月以内のもの)	商号登記していない個人	当該個人に法律行為能力があること
登記されていないことの証明書(3か月以内のもの)	商号登記していない個人	当該個人に法律行為能力があること
法人事業税の納税証明書(直近で確定している決算年度分・金額不要)	法人	税の滞納がないこと(震災等による猶予決定を受けている場合を除く)
法人税の納税証明書(直近で確定している決算年度分・金額不要)	法人	税の滞納がないこと(震災等による猶予決定を受けている場合を除く)
申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近年度・金額不要)	個人	税の滞納がないこと(震災等による猶予決定を受けている場合を除く)

## IV 応募手続き

### 1 スケジュール

年月日	実施事項
令和8年(2026年)2月6日(金)	公募開始
同年2月13日(金)	質問提出期限
同年2月17日(月)	質問回答(市HPに掲載)
同年3月3日(火)	提案書類提出期限
同年3月6日(金)	一次審査(書類審査)結果通知
同年3月13日(金)	二次審査(プレゼンテーション)
同年3月17日(火)	二次審査(プレゼンテーション)結果通知
同年4月1日	契約締結

### 2 応募書類

応募書類	備考	部数
参加希望書(様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本プレゼンテーションへの参加意思を表明するもの。</li> <li>● 代表社印の押印を要します。</li> </ul>	原本1部 副本7部 電子データ(PDF)
企画提案書(任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事業に関する企画提案をご説明いただくもの。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「7 提案書作成要領」を参照の上作成してください。</li> </ul>	
業務実施体制（様式2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各業務に関する実施体制と、その連携に関する体制をご記載いただくもの。</li> </ul>	
業務責任者実績書（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約締結後に業務責任者になる予定の者及びその実績（本提案内容と類似した業務に携わった経験がある場合）をご記載いただくもの。</li> </ul>	
見積内訳書（様式4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提案額の内訳詳細をご記載いただくもの。</li> </ul>	
会社概要（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応募者の概要についてご記載いただくもの。</li> </ul>	
決算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近2期分の税務署収受印のある法人税確定申告書、別表、計算書類（貸借対照表、損益計算書）をご提出ください。</li> <li>● ただし、勘定科目内訳明細書は不要です。</li> </ul>	
（本プロポーザルに関して質問がある場合） 質問票（様式6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本プロポーザルに関して疑義等がある場合に市に対して質問を行うもの。</li> </ul>	電子データ（PDF）
（応募書類提出後に参加を取り下げる場合） 取下げ願書（様式7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加を希望し、応募書類の提出をした後に本プロポーザルへの参加を取り下げる場合にご提出いただくもの。</li> <li>● 代表社印の押印を要します。</li> </ul>	原本1部

### 3 提出期限

令和8年（2026年）3月3日（火）午後5時（必着）

### 4 提出方法

応募書類を郵便又は持参により、下記提出先にご提出ください。

書類提出に合わせて電子データ（PDF形式）を日野市企画経営課（[tokku@city.hino.lg.jp](mailto:tokku@city.hino.lg.jp)）までメールにて提出してください。

### 5 提出先

〒191-8686  
東京都日野市神明1丁目12番地の1  
日野市企画部企画経営課

### 6 書類作成にあたっての留意事項

① 全ての項目について記載してください。

- ② 項目の追加・削除はしないでください。
- ③ 原則 A4 判とし、文字の大きさを原則 11 ポイント以上としてください。

## 7 提案書作成要領

- ① 原則 A4 判両面仕様とし、縦置き横書き左綴じとしてください。  
ただし、図表等の表現の都合上、要旨及び記述の方法を一部変更することは差支えないものとします。
- ② 表紙・目次を除き 10 ページを目安とし、目次を除き下段にページ番号を付けてください
- ③ 図又は表等を挿入しても構いませんが、別紙添付とする場合は、該当する企画提案の項目ページ後に編綴してください（末尾に編綴しないこと）。  
また、図又は表等を挿入する場合は A4 判又は A3 判サイズ（山折り又は片袖折り）としてください。
- ④ インデックスの使用は可とします。
- ⑤ 資料印刷はカラーと白黒とを問いません。
- ⑥ 審査は応募書類の内容のみで審査します。その他の資料等は一切添付できません。  
ただし、二次審査においてプレゼンテーションのため投影する資料を別に作成、使用することは認められます。

## 8 質疑について

本プロポーザルに関して疑義等があった場合、下記により質問を受け付けます。  
本期間後は、手続きに関する軽微な質問以外受付することができませんので、予めご了承ください。

### (1) 受付期間

公募開始後～令和 8 年（2026 年）2 月 17 日（月）午後 5 時（必着）

### (2) 提出方法

質問票（様式 6）を日野市企画経営課（[tokku@city.hino.lg.jp](mailto:tokku@city.hino.lg.jp)）まで電子メールにて提出してください。

メールの件名は、「【事業者名】日野市地域共創プラットフォームプロポーザル質問票」としてください。

メール送付後、必ず日野市企画経営課（042-514-8038）までご連絡ください。

### (3) 回答方法

市ホームページへの掲載をもって回答します。

個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。

## 9 応募書類の取扱い

- ① 応募書類については、提出後の変更は認められません。
- ② 応募書類その他応募者から提出された書類は、返却いたしません。
- ③ 応募書類の著作権は応募者に帰属しますが、審査等において必要な場合は無償で日野市が使用できるものとします。
- ④ 応募書類については、すべて情報公開請求の対象となるほか、必要に応じて内容を公開する場合があります。ただし、いずれの場合でも、日野市情報公開条例に基づき、非公開とすべき情報はマスキング等の非公開処理をする場合があります。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。

## V 審査手続

---

### 1 審査評価点等

#### (1) 審査の流れ

応募者による申込書類の内容を、市が設置する「日野市地域共創プラットフォームシステム構築等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」にて総合的に審査を行い、評価の結果、最も高い評価を得た順に、最優秀提案者及び優秀提案者をそれぞれ1者ずつ決定します。

#### (2) 審査の評価点

資料2「選定評価書」のとおり。なお、各項目における評価点が0点の場合においても即時失格とはせず、総合的な審査に基づいて評価します。

また、次の場合は失格となります。

- ① 提出書類に虚偽があったとき
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき
- ③ 契約締結時点において、「III 参加資格要件」を満たさない場合
- ④ 見積額が予算額を超えている場合
- ⑤ その他本要領の内容に適合していない場合

### 2 一次審査（書類審査）

#### (1) 一次審査通過者の決定

委員会の選定に基づき、市が一次審査通過者として最大3事業者程度を選定します。

#### (2) 結果通知

選定結果は、令和8年（2026年）3月6日を目途に、応募者全員に電子メールにて通知いたします。

#### (3) その他留意事項

- ① 審査結果に異議の申し立てを行うことはできません
- ② 一次審査通過者は、その地位を第三者に譲渡することはできません。

- ③ なお、参加希望者が1社のみの場合、一次審査の結果をもって、委託候補者を選定するものとし、以降の二次審査（プレゼンテーション）は実施しないものとしします。

### 3 二次審査（プレゼンテーション）

提案書等をもとに審査委員に対し説明を行い、あわせて質疑応答を行います。

(1) **実施日時**

令和8年（2026年）3月13日（金）

発表順については、原則として参加希望書の受領日時の遅い事業者より順番に行うものとし、各社の説明の時間については別途事務局より電子メールにてご連絡します。

(2) **説明会場**

日野市神明1丁目12番地の1 日野市役所内会議室

詳細は、詳細時間のお知らせと共にご連絡します。

(3) **時間配分**

提案説明：15分以内（厳守）

質疑応答：10分程度

(4) **出席者**

提案説明には、本委託を受託した場合の管理責任予定者又は事務担当予定者が必ず出席してください。

出席人数は、最大4名までとします。

(5) **使用機材**

プロジェクター及びスクリーンについては市が準備します。

PC等それ以外のものについては、発表者側でご用意ください。

(6) **説明内容**

原則として、提出した提案書の内容についての説明としてください。

別途説明用資料をご用意いただくことは可としますが、提出書類の内容と整合する内容であることが必要です。

(7) **結果通知**

二次審査結果は対象者全員に通知するとともに、市ホームページで公表します。

### 4 結果通知後の流れ

審査により、業務に最も適した提案を行ったと認められるものから順に、最優秀提案者及び優秀提案者をそれぞれ1者ずつ決定します。

まず、最優秀提案者を委託候補者として、市は委託契約締結に向けた仕様・価格等の協議を行います。

最優秀提案者との協議が不調となった場合、市は優秀提案者と協議を行うものとしします。

## VI お問い合わせ

---

〒191-8686

東京都日野市神明1丁目12番地の1

日野市企画部企画経営課

担当：西山、永尾、高山、岩崎

TEL：042-514-8038

E-Mail：[tokku@city.hino.lg.jp](mailto:tokku@city.hino.lg.jp)